

議案第1号

西三河都市計画道路の変更（西尾市決定）について

西三河都市計画道路の変更について、別紙のとおり変更したいので貴審議会の意見を求めます。

令和3年12月23日

西尾市都市計画審議会長

提案理由

都市計画決定当時から、社会経済情勢が変化したこと等を踏まえ、その必要性を検証した結果、3・4・353号吉田駅前線の一部区間を廃止する。

上述の変更及び3・5・85号富好新田宮崎鳥羽線の一部区間廃止（愛知県決定）に伴い、3・4・353号吉田駅前線及び3・6・402号幡豆海岸通線の区域及び構造を変更するものである。

西三河都市計画
西尾市都市計画総括図



用途地域	用途	用途	用途	用途	用途
住宅地域	第一種住宅地域	第二種住宅地域	第三種住宅地域	第四種住宅地域	第五種住宅地域
商業地域	第一種商業地域	第二種商業地域	第三種商業地域	第四種商業地域	第五種商業地域
工業地域	第一種工業地域	第二種工業地域	第三種工業地域	第四種工業地域	第五種工業地域
公共施設地域	第一種公共施設地域	第二種公共施設地域	第三種公共施設地域	第四種公共施設地域	第五種公共施設地域
緑地	第一種緑地	第二種緑地	第三種緑地	第四種緑地	第五種緑地
河川	第一種河川	第二種河川	第三種河川	第四種河川	第五種河川
公園	第一種公園	第二種公園	第三種公園	第四種公園	第五種公園
その他	第一種その他	第二種その他	第三種その他	第四種その他	第五種その他

凡例	用途地域	用途	用途	用途	用途
道路	第一種道路	第二種道路	第三種道路	第四種道路	第五種道路
河川	第一種河川	第二種河川	第三種河川	第四種河川	第五種河川
公園	第一種公園	第二種公園	第三種公園	第四種公園	第五種公園
その他	第一種その他	第二種その他	第三種その他	第四種その他	第五種その他

用途	用途	用途	用途	用途	用途
第一種住宅地域	第二種住宅地域	第三種住宅地域	第四種住宅地域	第五種住宅地域	第六種住宅地域
第一種商業地域	第二種商業地域	第三種商業地域	第四種商業地域	第五種商業地域	第六種商業地域
第一種工業地域	第二種工業地域	第三種工業地域	第四種工業地域	第五種工業地域	第六種工業地域
第一種公共施設地域	第二種公共施設地域	第三種公共施設地域	第四種公共施設地域	第五種公共施設地域	第六種公共施設地域
第一種緑地	第二種緑地	第三種緑地	第四種緑地	第五種緑地	第六種緑地
第一種河川	第二種河川	第三種河川	第四種河川	第五種河川	第六種河川
第一種公園	第二種公園	第三種公園	第四種公園	第五種公園	第六種公園
第一種その他	第二種その他	第三種その他	第四種その他	第五種その他	第六種その他

西尾市都市計画総括図の概要

本図は、西尾市都市計画の概要を示すものである。用途地域、道路、河川、公園、その他を区分し、その範囲を示している。

用途地域は、住宅、商業、工業、公共施設、緑地、河川、公園などに区分されている。道路は、第一種道路、第二種道路、第三種道路、第四種道路、第五種道路に区分されている。河川は、第一種河川、第二種河川、第三種河川、第四種河川、第五種河川に区分されている。公園は、第一種公園、第二種公園、第三種公園、第四種公園、第五種公園に区分されている。その他は、第一種その他、第二種その他、第三種その他、第四種その他、第五種その他に区分されている。

名鉄吉良吉田駅

名鉄三河鳥羽駅

①吉田駅前線

②幡豆海岸通線

① 路線名：3・4・353号吉田駅前線

変更概要：西尾市吉良町吉田上浜地内、約130mの区間を廃止する。

		新	旧
区域	延長	約260m	約390m

【位置図】



【計画図】



② 路線名：3・6・402号幡豆海岸通線

変更概要：3・5・85号富好新田宮崎鳥羽線の一部区間の廃止（愛知県決定）に伴い、当路線の区間における幹線街路との交差箇所数を変更する。

		新	旧
構造	交差箇所	幹線街路と平面交差2箇所	幹線街路と平面交差3箇所

【位置図】



西三河都市計画道路の変更（西尾市決定）

事 項	時 期	備 考
説 明 会	令和3年2月	地元説明を実施
事 前 協 議	令和3年5月24日	
事 前 協 議 回 答	令和3年10月29日	
案 の 縦 覧	令和3年11月12日から 令和3年11月29日まで	縦覧者：無 意見書提出：無
西 尾 市 都市計画審議会	令和3年12月23日	
知 事 へ の 協 議	令和4年1月上旬	以下予定
知 事 回 答	令和4年2月中旬	
決 定 告 示	令和4年3月下旬	